

「輸出通関における保税制度の効果に係わる比較調査」委託先の公募について

平成 21 年 10 月 1 日

日本機械輸出組合
部会・貿易業務グループ

1. 調査の背景

わが国は、関税法 67 条第 2 により全ての輸出入にかかる税関長への申告は、貨物を税関長の指定する保税地域等に入れた後に行うこととなっておりますが、わが国では認定された輸出者は保税地域以外での申告・許可を可能にする特定輸出申告（AEO）制度が導入されています。

企業活動はグローバルとスピード化により、ドアツードアの国際物流管理が求められるところから、AEO 制度など保税通関制度のあり方について、荷主の立場から継続的に必要な見直しを検討し、わが国の物流の近代化を目指すため、輸出通関制度についてどのような改革が可能かを調査検討する必要があります。

この目的のため、通関プロセスや輸出通関申告のタイミング等について保税制度が輸出企業にもたらし得る効果を金額等定量的に試算することといたしました。

2. 調査内容

(1) 効率的な保税通関制度のあり方

輸出業務のプロセスを踏まえ、幾つかのオプションを検討し、それらによるリードタイム短縮および申告タイミングのフレキシビリティ向上等、物流の効率化につながる要素を調査、比較検討する。

オプションを検討する上で、以下についても調査する。

① 日本と米国および欧州（EU）の輸出プロセスの比較

② 特定輸出者（AEO）制度の利便性

特定輸出申告制度の利便性について産業界としてどのようにとらえるかを調査する。

(2) 保税制度の改革がもたらす効果測定

(1) をベースに保税制度の種々のオプションによる効果を企業レベルおよび日本経済レベルで調査する。なお、効果測定にあたっては金銭的效果等定量的試算を行う。

(3) 国内物流業界への影響

種々のオプションについて、国内物流の流れへの効果／影響を調査する。

3. 審査基準

(1) 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。

(2) 申請者は、調査対象地域に事務所を有しそれぞれの事務所から報告書を提出すること。

(2) 提案内容（企画案）が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。

(3) 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。

(4) 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- (1) 委託金額 : 上限 500 万円 (消費税含む)
- (2) 契約期間 : 契約締結日から平成 22 年 2 月 28 日まで
- (3) 提出物 : 報告書 及び 関係資料 (基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- (1) 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- (2) 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- (3) 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 21 年 10 月 1 日 (木) ~ 10 月 9 日 (金) (期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類 (応募書類・企画書) をダウンロード (WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#)) し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい (提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等 (HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

当組合ホームページで公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当：部会・貿易業務グループ 担当者 橋本、多田

Eメール：(bukai@jmcti.or.jp)

TEL：03-3431-9800

FAX：03-3436-0509

以上